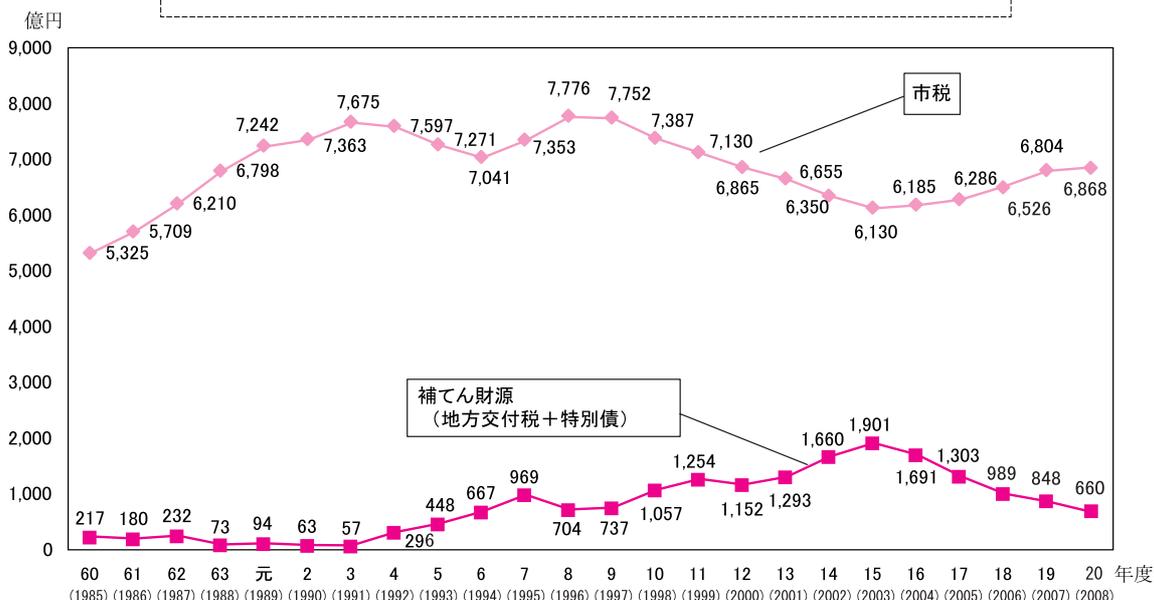


③厳しい補てん財源の確保

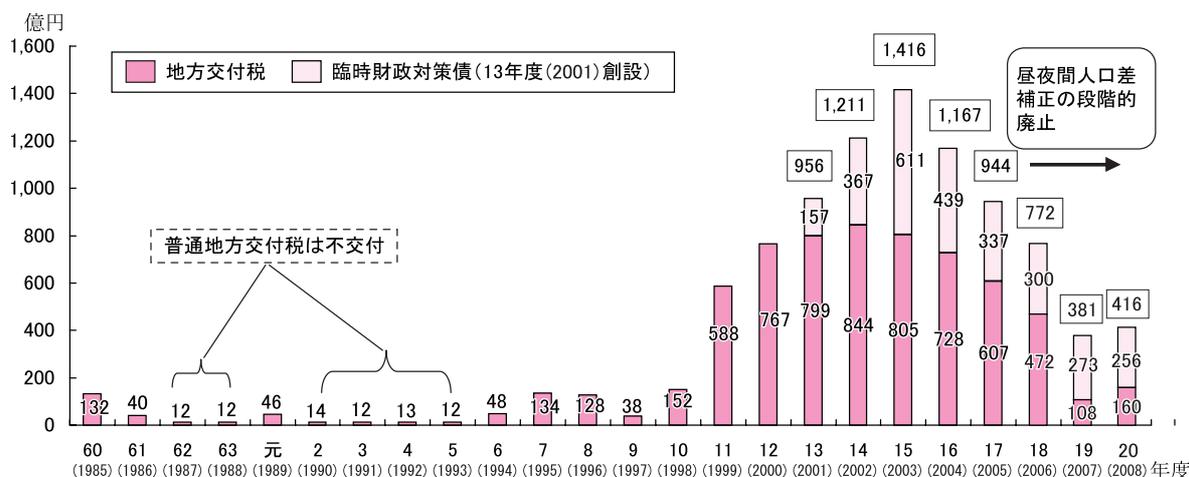
近年の厳しい税収動向を反映して、多額の地方交付税や特別債などの補てん財源に頼っています。しかしながら、膨大な昼間流入人口や、少子・高齢社会への対応など、大都市特有の財政需要については、交付税での算入が十分とはいえません。また、算定の簡素化に伴う昼夜間人口差補正の廃止などにより、大都市にとってさらに厳しい状況が見込まれます。

市税と補てん財源(地方交付税+特別債)の推移(一般会計)



(注) 1. 特別債とは、臨時財政対策債、財源対策債、退職手当債などである。
2. 19年度(2007)は、20年(2008)2月補正後予算、20年度(2008)は当初予算である。

地方交付税(普通・特別交付税)及び臨時財政対策債の推移(一般会計)



(注) 19年度(2007)は、20年(2008)2月補正後予算、20年度(2008)は当初予算である。

地方交付税とは、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税のことです。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付され、特別交付税は災害等特別の事情に応じて交付されます。